第一項の表五五の項及び五六の項を次のように改める。

55	削除
56	削除

第一項の表六八の項を次のように改める。

68	削除

第一項の表七〇の項及び七一の項を次のように改める。

70	削除
71	削除

第一項の表七五の項を次のように改める。

75	削除

第一項の表八三の項を次のように改める。

83	削除

第一項の表一〇七の項を次のように改める。

107	削除

二十七　平成二十一年総務省告示第二百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表六七の項を次のように改める。

67	削除

第一項の表七二の項を次のように改める。

72	削除

第一項の表九六の項を次のように改める。

96	削除

第一項の表一三二の項及び一三三の項を削る。

二十八　平成二十一年総務省告示第四百号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一四の項を次のように改める。

14	削除

第一項の表三四の項を次のように改める。

34	削除

第一項の表四四の項を削る。

二十九　平成二十一年総務省告示第四百九十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表七三の項を次のように改める。

73	削除

三十　平成二十二年総務省告示第五十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一七の項を次のように改める。

17	削除

第一項の表五四の項を次のように改める。

54	削除

第一項の表六五の項及び六六の項を次のように改める。

65	削除
66	削除

三十一　平成二十二年総務省告示第二百一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二八の項及び二九の項を次のように改める。

28	削除
29	削除

第一項の表三四の項を次のように改める。

34	削除

第一項の表四〇の項を次のように改める。

40	削除

第一項の表四三の項から四五の項までを次のように改める。

43	削除
44	削除
45	削除

第一項の表四七の項及び四八の項を次のように改める。

47	削除
48	削除

第一項の表五二の項及び五三の項を次のように改める。

52	削除
53	削除

第一項の表六六の項を次のように改める。

66	削除